

横須賀市議会オンラインを活用した委員会開催要綱

令2.12.17

議 会 要 綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、横須賀市議会委員会条例（平成14年横須賀市条例第44号。以下「条例」という。）第8条の2第2項及び第16条第3項に規定するオンラインを活用した委員会の開催方法、表決その他必要な事項を定めるものとする。

(オンラインを活用した委員会の開催)

第2条 条例第8条の2に規定する「委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合」の認定については、副委員長及び議会運営委員会（緊急を要する場合にあっては、副委員長及び議長）の意見を聞き、委員長が行うものとする。

(本人確認)

第3条 委員長は、オンラインを活用した委員会に出席した委員の本人確認については、映像及び音声をもって行うものとする。

(オンラインを活用した委員会における表決の方法等)

第4条 委員長は、横須賀市議会委員会規則(平成14年横須賀市議会規則。以下「規則」という。)第32条の規定により表決をとろうとするときは、問題を可とする委員を1人1人確認し、可とする委員の多少を認定して可否の結果を宣告する。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、委員長が定める方法によることができる。

2 規則第33条の規定により簡易表決を行う場合は、委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。委員長は、異議がないと認めるときは、可決を宣告する。

3 委員は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができないときは、表決に加わることができない。

4 委員長は、通信環境の悪化等により委員が表決に加わることができない状態となったときは、休憩をとる、その他のオンラインを活用した方法による表決等、適宜対処するものとする。

5 前項の規定により対処したにもかかわらず、通信環境が改善されないときは、委員長は、当該委員を退席したものとみなすことができる。

(オンラインを活用した委員会における委員長の権限)

第5条 委員長は、委員の質疑（発言）の際に、通信環境の悪化等により質疑

が始められない、あるいは質疑が続行できない状態となったときは、次の発言順位の委員に質疑を行わせることとし、その後、委員の通信環境が改善されたときは、委員に改めて質疑を行わせる等、適宜対処するものとする。

2 前項の規定により対処したにもかかわらず、通信環境が改善されないときは、委員長は、当該委員を退席したものとみなすことができる。

3 委員長は、委員会条例第13条第1項の規定により除斥の対象となる者が、オンラインを活用した委員会に出席しているときは、その議事の際、当該委員の映像及び音声の送受信を停止するものとする。ただし、当該委員が同項ただし書の規定による発言をするときは、この限りでない。

(オンラインを活用した委員会における委員長等の参加場所)

第6条 委員長及び副委員長は、委員会室等から参加し、委員は、自宅等から参加するものとする。ただし、特別な理由がある場合は、この限りではない。

(オンラインを活用した委員会における委員の責務等)

第7条 委員は、委員自身で通信環境を良好に保ち、常に映像と音声の送受信により委員会への参加に支障のないようにするとともに、本人以外の人物の映像や音声が入り込まないように努めなければならない。

2 委員は、委員会開会予定時刻の15分前までに、議会局との間で通信環境を確認するものとする。

3 委員は、自宅等で会議に必要な端末、通信環境等（以下「端末等」という。）を用意するものとする。ただし、端末等がない場合は、議会フロアにおいて貸与パソコン及びインターネット環境を利用して参加することができるものとする。

4 委員は、第1項の責務を果たすために、イヤホン、マイク、ヘッドセット等を使用することができるものとする。

(準用規定)

第8条 この要綱に定めるもののほか、オンラインを活用した委員会に関しては、議会規則の該当の規定を準用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月29日から施行する。